第75回 全国労働衛生週間

2024 (令和6) 年10月1日~7日 [準備期間: 9月1日~30日]

全国労働衛生週間スローガン

推してます みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします!

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する 国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として 毎年実施しています。

準備期間(9月1日~30日)に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策

- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間(10月1日~7日)に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛牛に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの 実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施
 - 主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
 - 協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害 防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支 援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修 などを実施しています。

地域産業保健センター(地産保)では、小規模事 業場を対象に、医師による健康相談などを実施し ています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業 保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推 進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター(さんぽセンター) https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/ 578/Default.aspx



■団体経由産業保健活動推進助成金 https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/ 1251/Default.aspx



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通 達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログ ラム(無料)」を掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/ anzeneisei12/



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタル ヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト 「こころの耳」



https://kokoro.mhlw.go.ip/

治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取 り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を 紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp



化学物質管理

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」で は、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内 などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ 「ケミガイド」 https://chemiguide.mhlw.go.jp/





転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。





■腰痛を防ぐ職場の好事例集

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/ 001087637.pdf



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※ に加盟し安全衛生の取り組みを社内外に PRしましょう!

- ※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、 顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を 図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソ ーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の 取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む 加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。
- ■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら (サイト内から加盟申請もできます)

https://safeconsortium.mhlw.go.jp/



高年齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に 向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/koyou roudou/roudoukijun/anzen/ newpage 00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働 き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等 (働き方・休み方改善ポータルサイト)



https://work-holiday.mhlw.go.ip/ ■各種助成金や無料相談窓口の紹介等

(働き方改革特設サイト) https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く 労働者の不安やストレスなど心身の健康状態につ いての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、 調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/ list46-50 an-ii.html



その他

■職場における熱中症予防情報 https://neccyusho.mhlw.go.jp/





■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/koyou roudou/roudoukijun/anzen/ kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です! https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/koyou roudou/roudoukijun/ denshishinsei.html



労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を 防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています 事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策



何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒

▶転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入(★)



(人)

37,000 34,500

32,000

29,500

27,000

24,500

22,000



作業場・通路に放置された物につまずいて転倒

バックヤード等も含めた整理、整頓(物を置く場所の指定)の徹底





通路等の凹凸につまずいて転倒

▶敷地内(特に従業員用通路)の凹凸、陥没穴等(ごくわずかなものでも 危険)を確認し、解消



作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒

- ▶適切な通路の設定
- ▶敷地内駐車場の車止めの「見える化」





作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒

→設備、什器等の角の「見える化」









作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒

※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い

▶転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、 労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策



凍結した通路等で滑って転倒

▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する(★)





作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒

- ▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
- (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)



ウェットエリア(食品加工場等)で滑って転倒

- ▶滑りにくい履き物の使用(労働安全衛生規則第558条)
- ▶防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工(★)
- ▶隣接エリアまで濡れないよう処置

「エイジフレンドリー補助金」を利用できます



雨で濡れた通路等で滑って転倒

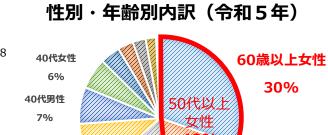
▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

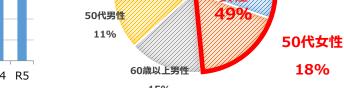




🥦 職場で転倒して骨折(転倒災害)

転倒災害は増加の一途







転倒災害による平均休業日数(令和5年)

48.5日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります
 - ✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」



✓ 「毎日かんたん!ロコモ予防」 (出典: 健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT)



- ▶ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
 - ✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診 | を受診させましょう
 - ✓ 骨粗鬆症予防も一緒に!「骨活のすすめ」 (出典: 健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT)





(★) については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は



高知県産業安全衛生大会

13:00~16:00 (開場 12:30)

高知県立県民文化ホール (グリーンホール)



大会プログラム

第1部 開会式·表彰式

高知労働局長表彰 高知県労働災害防止団体協議会長表彰 高知労働基準協会長表彰

参加無料

第2部 特別講演



株式会社大林組四国支店の 安全管理について

講師 株式会社大林組四国支店

鯉田 昭雄氏



安全教育と資格について

講師 門田労働衛生コンサルタント事務所 所長

門田 義彦氏

主 催:高知県労働災害防止団体協議会

一般社団法人高知県労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会高知県支部、林業·木材製造業労働災害防止協会高知県支部、 陸上貨物運送事業労働災害防止協会高知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会四国総支部高知支部、

一般社団法人高知県火薬類保安協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会高知県支部

後 援:高知労働局

キリトリ線

高知県産業安全衛生大会 参加申込書

事業場名	所 在 地	参加人数
		人

※9月20日(金)までにお申込みください。

令和6年 月 日 高知県労働災害防止団体協議会事務局 FAX 088-861-5567

令和6年度「高知労働局長表彰」受賞者名簿

1 奨励賞(安全確保対策)

地域の中で、安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範 であると認められる事業場又は企業に対する表彰

【受賞者】

- ・ 株式会社ササオカ (須崎市)
- ・ タイム技研高知株式会社 (宿毛市)
- あいえすえすやまざききかい むろとこうじょう・ 株式会社ISS山崎機械 室戸工場 (室戸市)

2 功績賞

地域・団体又は関係事業場における安全衛生活動において 指導的立場にあり、当該地域・団体又は関係事業場の安全衛 生水準の向上発展に多大な貢献をされたと認められる個人 に対する表彰

【受賞者】

ながの やすひろ **長野 泰啓**

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後 措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

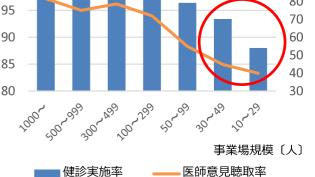
特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

- ○有所見者に対する医師からの意見聴取を 徹底しましょう。
- ○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等)を実施しましょう。
- ○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断 結果に基づき事業者が講ずべき措置に関す る指針」をご確認ください。 ■★☆■

健康診断結果に基づき事業者が 講ずべき措置に関する指針→

健診実施率 (%) 有所見者に対する医師意見聴取率 (%) 100 90 95 80 70 60

〈事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合〉



(出典:令和4年労働安全衛生調査)

<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2.医療保険者との連携

- 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。
- ○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき 保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者に義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。
 - ※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。
- ○厚生労働省では、コラボヘルス*2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。
- ※1:協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。
- ※2:医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、 労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金 のご案内はこちら



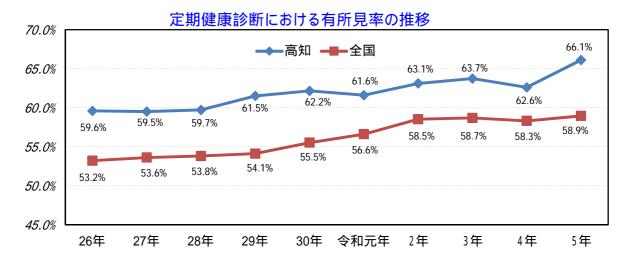


定期健康診断の有所見率

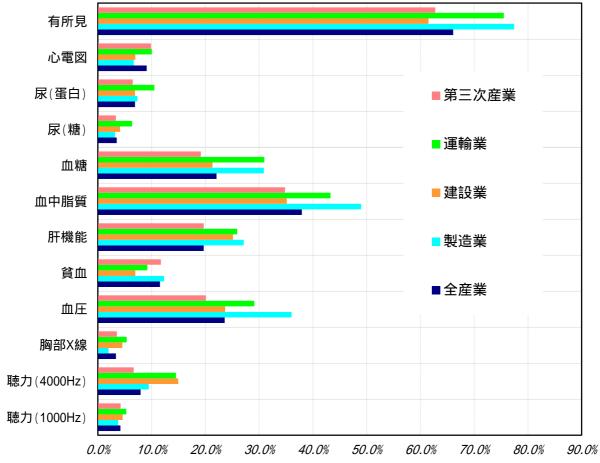
高知労働局

高知県における定期健康診断の有所見率は平成19年に50%を超え、以降も増加傾向は継続しており、令和5年は66.1%となっている。

健康診断項目別にみると、血中脂質検査、血圧検査、肝機能検査等の生活習慣に関連の深い検査項目において、有所見率が高くなっている。



令和5年 業種別 · 健康診断項目別有所見率



- 1 有所見は、各健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数の割合。
- 2 第三次産業等は、商業、金融広告、映画演劇、通信、教育研究、保健衛生、接客娯楽、清掃と畜、官公署、 その他の事業を計上。

高知労働局管内における定期健康診断結果報告によるもの。

(出典:高知県の労働災害の現状(令和6年度版)より)

企業の 明るい未来 のために

◆産業保健総合支援センターのご案内

労働者50人未満の 小規模事業場

産業保健スタッフ向けサービス 産業保健総合支援センター ※各都道府県に1か所

専門スタッフ (産業カウンセラー、社労士、保健師等) が事業場に訪問

産業医等の産業保健 スタッフや事業主対象

メンタルヘルス 治療と仕事の 専門的研修、 対策 両立支援 専門的相談対応 ロ両立支援制度の導入 ロ 産業保健に関する様々 ロメンタルヘルス対策の計 画作成やストレスチェッ 支援 なテーマの研修を実施 ク制度の導入・職場環境 ロ 患者(労働者)と企業の ロ 産業保健に関する様々 改善に関する実地相談 個別調整支援 な問題について、窓口、 ロ 管理監督者や若手労働 雷話、メール等で解決 者に対するメンタルヘル 方法を助言 ス教育 ロ 実地相談の実施

各地産保の登録産業等 による 登録産業医、登録保健師、労働衛生工学専門員等による

医師による面接指導 健康診断実施後の 意見聴取

事業場の訪問による 健康相談 産業保健指導

- □ 健康診断で異常所見があった 労働者の就業上の措置に関 する医師への意見聴取
- ロ 長時間労働者やストレス チェックにより高ストレスと判 断された労働者に対する面接 指導
- □健康診断で、脳・心疾患関係の検査項目(血中脂質検査・血圧の測定・尿中の糖の検査・心電図検査)に異常の所見のあった労働者に対する日常生活面での指導等
- ロ メンタル不調を感じている労働 者に対する相談・指導
- □ 作業環境管理、作業管理等 健康管理状況を踏まえた助 言・指導



提供するサービスはすべて無料です!! お問い合わせ・申し込みはHPまたは裏面へ

動画でのご案内 令和7年3月末日まで





* ご相談・お問い合わせ・申込み *



高知産業保健総合支援センター

所在地: 〒780-0850

高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター3F

TEL:088-826-6155 FAX:088-826-6151

開設日:休日を除く毎日 8時30分~17時15分

休日(土・日・祝日、年末年始)

ホームページ:https : //www.kochis.iohas.go.ip/





地域産業保健センター

安芸・香美地域産業保健センター

所在地: 〒784-0022

安芸市庄之芝町1-46 安芸郡医師会内

TEL-FAX:0887-37-9917 開設日:火・木・金曜日 9時~15時

高知地域産業保健センター

所在地: 〒780-0850

高知市丸ノ内1丁目7-45総合あんしんセンター4階

TEL-FAX:088-821-8653 開設日:月・火・木・金曜日9時~15時

須崎地域産業保健センター

所在地: 〒785-0011

須崎市東糺町5-10 高岡郡医師会館内

TEL-FAX:0889-42-2922 開設日:火・水・木・金曜日9時~15時

中村地域産業保健センター

所在地: 〒787-0015

四万十市右山字明治383-8 幡多医師会館内

TEL-FAX:0880-34-4643

開設日::火・水・木・金曜日 9時~15時